

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
1	03出雲	02地域医療対策	01医療提供体制	出雲圏域における医療提供体制について	現在、出雲圏域での救急医療については、島根県立中央病院、島根大学医学部付属病院を中心とした医療提供体制を構築しているが、医師不足等を要因とした大田、雲南圏域等からの救急搬送により、島根県立中央病院では年末、年始と2回にわたり病床が満床を超える事態となった。6月からさらに県内の基地病院としてドクターヘリの運行が開始され、救命率や後遺症軽減について益々期待され、重篤患者への対応に追われることとなる。また、島根大学医学部附属病院では、6月末に新棟が開院、腫瘍センターや緩和ケア病棟といったがん治療を充実させるとともに、重症患者の集中管理を図ることで急性期機能が強化された。一方、圏域内においては、急性期治療後の維持期といった後方支援施設が不足しており、機能が停滞している現状がある。これらの状況を踏まえると、圏域における救急患者等の受け入れ体制を確保するためには、3次救急を担う高度・先進医療機関との関わり、役割を改めて見直すなど、病病連携による体制の確立や、2次救急医療機関の間における救急患者の受け入れ分担が求められることになることから、圏域における救急医療提供体制の確立、強化を望む	ご意見のとおり、島根大学病院、島根県立中央病院は、出雲圏域のみならず、県全域の救急患者の受け入れを担う第3次救急病院として機能しているところであり、ドクターヘリ運航体制の整備、医師・看護師の研修受講等救急医療の充実強化を図っているところです。一方、両病院で救急患者を受け入れるためには、常に一定数の救急病床を空けておく必要があります。ご意見のとおり、急性期を過ぎた患者がスムーズに回復期・維持期を担う病院に転院してリハビリ等の医療を受けられるよう医療連携体制の構築を図ることが重要であると考えています。島根大学病院においては、病棟改修工事により一時的に病床減となっている中、出雲圏域全体として入院患者が増加する秋から冬にかけての対応が必要であると認識しています。こうしたことから、6月に出雲圏域のみならず、隣接する雲南圏域、大田圏域の病院にも出席していただいた「入院患者動向に係る検討会議」を開催し、秋に向けて各病院の入院患者動向の情報交換を行っていくことで意見がまとまったところですが、今後とも広域的に調整を図りながら、急性期・回復期・維持期の医療連携体制の構築を図っていきたいと考えています。	回答のとおり	医療政策課
2	03出雲	03地域保健対策	03肝炎対策	肝炎の検査委託医療機関について	ウイルス性肝炎は多くの国民が感染している可能性があり、検査体制の充実促進は患者会の大きな柱です。平成22年2月より県内23委託医療機関で無料検査が出来るようになったが、出雲市内においては県立中央病院、市立総合医療センター、武波内科医院の3ヶ所のみとなっている。今年合併する斐川町も含め、委託医療機関をもっと増やすことは出来ないか。	島根県が肝炎の無料検査を委託している医療機関は、現在 2 4 医療機関となっており、その内出雲圏域は 3 医療機関となっています。 現在、検査後の治療につなげるため、検査については、肝炎専門医療機関に委託しているところです。今後は、検査後の治療や受検される方の利便性なども考慮しながら、肝炎対策協議会の場で各分野の方々から御意見をいただき、委託医療機関の増加を検討していききたいと思います。	H24年度に増やす方向で医師会等と協議する予定としています。	薬事衛生課
3	03出雲	03地域保健対策	03肝炎対策	肝炎検査への支援について	出雲市の特定健診における肝炎ウイルス検査は、出雲市国保の方は無料で受けることが出来ます。有料で実施している自治体がある中、大変ありがたい事です。今後も無料検査を継続していただくように希望する。また、出雲市で特に感染率の高い旧平田市の伊野地区、湖陵町の差海、板津、大池地区では、住民が漏れなく肝炎ウイルス検査をうけられるように、特別な手立てを立てていただきたい。	市町村・保健所・医療機関での肝炎ウイルス検査を希望される方については、受診できるように体制を整えています。保健所と委託医療機関での肝炎ウイルス検査については無料でやっているところです。県としては、地区ごとの感染率については把握していません。感染率の高い地域に限定することなく県民の皆様に、1回は受けていただくよう働きかけていきたいと思っています。	各市町村担当者には健康増進事業における肝炎ウイルス検診について、無料で実施して欲しいという要望があることを伝え、健康増進事業県費補助金の利用を呼びかけをしています。	薬事衛生課
4	03出雲	03地域保健対策	03肝炎対策	職場健診に肝炎検査を組み込むことについて	肝炎ウイルス検査受診者数を高めるためには、職場健診に肝炎ウイルス検査を組み込むことが必要と考えております。県の方から厚生労働省に働きかけていただきたい。	現在、職場健診での肝炎ウイルス検査は実施されていないことから、今回の要望について検討されるよう担当の島根労働基準局に伝えたと、労働基準局からは国民の声として厚生労働省へ報告するとの回答を得ました。 肝炎対策は全国的な課題となっていますので、他都道府県と共同して国へ要望するよう検討します。	厚生省に対して見解を求めるとともに、要望について検討しましたが、プライバシーの保護や検査頻度などについての課題があり、現時点で困難の状況です。	薬事衛生課
5	03出雲	03地域保健対策	03肝炎対策	肝炎検査の広報について	国民病であるウイルス性肝炎撲滅のため、一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けるように、様々な手立てを講じるよう希望する。	県ではこれまで、県民誰もが最低1回は、ウイルス性肝炎の検査を受けていただくよう、新聞やチラシの全戸回覧により広報してきました。今後も、広報内容等をより充実・工夫していくとともに、肝炎対策協議会の委員と連携しながら、誰もが肝炎検査を受けてもらえるよう取り組んでいきます。	肝炎ウイルス検査の受検について、市町村の広報紙や新聞広告を利用した周知を計画しています。	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
6	03出雲	03地域保健対策	03肝炎対策	肝炎検査後の保健指導について	平成16年から18年にかけて、出雲市が行った肝炎ウイルス検査陽性者の追跡調査では、B型・C型ともに約半数の人が医療機関を受診しているにすぎません。肝臓は沈黙の臓器と言われ、ウイルス性肝炎は自覚症状が出にくいいため、陽性者はそのまま放置しておくことが多いと思われます。ウイルス性肝炎は放置すれば肝硬変・肝臓がんを発生する可能性が高い病気であることを認識させ、肝炎ウイルス検査陽性者に対しては、医療機関を受診し適切な医療を受けてもらうように、個別に周知を図る必要がある。県の方から各自自治体へ助言をされたい。	肝炎は、適切な治療を行なわないまま放置すると慢性化し重篤な病態に進行する恐れがある病気であり、専門家による適切な病態管理が必要です。 平成21年度については、市町村では肝炎ウイルス検査陽性者に対し、結果通知にあわせ受診勧奨と受診確認や受診結果の把握といった保健指導が行なわれており、引き続き対応がなされていると思っています。 なお、保健所、委託医療機関における検査結果が陽性の方については、適切な医療につなげる体制をとっているところです。	市町村実施の肝炎ウイルス検診の陽性者については、結果通知にあわせ受診勧奨が行われているところですが、検診の啓発とともに陽性者への適切な医療や健康管理についても啓発してもらうよう働きかけたところです。	健康推進課 薬事衛生課
7	03出雲	03地域保健対策	03肝炎対策	肝炎治療への公費助成について	インターフェロン治療費の助成が始まり、多くの患者が治っています。助成期間の延長や条件を満たせば再チャレンジも助成の対象になりました。また、昨年度からはB型肝炎に対する核酸アナログ製剤の治療も助成対象になりました。ありがたいことです。しかし、インターフェロン及び核酸アナログ製剤以外の肝庇護療法などの治療に対しては、医療費助成はない。特に肝硬変・肝臓がん患者の治療費は高額な場合が多く、医療費助成の要望は切実。ウイルス性肝炎はほとんど医原病であり、本来治療費は国が負担すべきものと考えている。県として医療費助成の拡充を国に要望してもらいたい。また、県独自の助成制度を検討していただきたい	先般、B型肝炎訴訟の和解がされましたが、その対象となる「国が強制的に実施していた集団予防接種の注射器の使い回しが原因となったケース」については、和解に基づき国が責任を持って対処すべきものであると考えています。 それ以外のところで県として推進していく対策は、肝炎ウイルスを早期に発見し、発見されたら早い段階で肝硬変や肝臓がんといった重篤な病態へ進行しないように適切な治療につなげていくことであると考えています。 具体的には、県民だれもが肝炎ウイルス検査を受け、感染が確認された場合には、ウイルスを排除してその増殖を抑制する抗ウイルス療法、すなわちインターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療が適切に実施されることが重要であり、現在も実施しているそれらの医療費に対する助成制度については、あらゆる機会で周知を図っていきますが、その他の県独自の助成は現在では考えておりません。 なお、肝硬変、肝臓がんに限らず、高額な医療費対策については、一般的には、国の医療保険制度である高額療養費支給制度の中でも論じられるべきであると考えています。 がん治療等の医療が高度化し薬剤等の治療費が高額となっていく一方、現在の高額療養費支給制度では、市町村民税非課税世帯を除く低所得者の負担が相対的に重くなっているという課題があります。 こうした点を踏まえ、国では、長期高額医療の高額療養費の見直しを「社会保障と税の一体改革」の中で検討することになっており、この動向を注視していきたいと思っています。	平成23年12月から、新たに保険適用となる治療法が公費助成の対象となりました。 こうした制度改正を含め、今後も、肝炎の公費助成についての周知徹底を、様々な機会を通じて図りたいと考えています。 また、国の高額療養費の見直しについては、引き続き注視していきます。	健康推進課
8	03出雲	04高齢者対策	01介護保険制度	施設系利用待機者の今後の受け入れ先について	施設入所を希望される待機者が日本全国で42万人との報道がありますが、受け入れできる施設が少なく、又、介護度の低い方を受け入れる施設（有料老人ホーム等）も金銭的なものなど現実的に対応仕切れていないのが現状。医療系施設にて医療的行為が必要でなくなった高齢者が1～2ヶ月にて対処を要求され、行き場の無い状況（自宅に帰っても介護する人がいないなど）で特養施設等に助けを求められている。 施設としてもなんとか受け入れをしてあげたいがどうすることもできない。今後、受け入れ施設をどの様な形（特養の増床・介護サービス付き高齢者住宅）で提供されるのか、介護保険の改正と併せてどうなるのか、県としての構想があれば教えていただきたい。	このような優先的に入所する必要がある方などが入所できるよう、県では、特別養護老人ホームの計画的な整備を進めてきており、第4期介護保険事業計画の期間中には、5期計画の前倒しを含めて369床整備することとしています。 平成24年度から始まる第5期計画における施設整備については、市町村（介護保険者）が住民ニーズを十分調査し、住民に理解が得られるよう給付と負担のバランスを考慮した整備目標にしていけることが重要と考えています。 その中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活が送れるよう、医療や介護などのサービスと住まいを適切に組み合わせて提供し、24時間365日を通じて対応ができる「地域包括ケアシステム」の推進が図られるよう、県としては、こうした市町村（介護保険者）の計画策定を支援していきます。また、介護保険事業計画の策定と並行して、県建築住宅課が高齢者居住安定確保計画の策定を行うこととしており、この中で「サービス付き高齢者住宅」など高齢者の住まいの整備についても、検討していきます。	回答のとおり	高齢者福祉課
9	03出雲	04高齢者対策	06その他	高齢者の虐待防止への対応	高齢者虐待への対応では、出雲市高齢者あんしん支援センター（地域包括支援センター）で相談・通報の受付を行い、虐待の解消・防止に向けてチームアプローチを基本とし、必要に応じて関係者との連携によって市内の施設への措置等による対応を行っているところです。今後、虐待等の困難事例において、市内施設での対応が困難な場合、市外施設への措置等を検討する必要があると考えます。今年度、国において「高齢者虐待防止シェルター確保事業」が設けられたところであり、鳥根県における高齢者虐待に対する広域的な取り組みについて県の考えを聞く。	高齢者虐待については、市町村において対応し、分離の必要があれば緊急の避難措置として特別養護老人ホームや養護老人ホームに措置するなど対応しています。県内の各市町村においては、14市町村において関係施設等と連携し、緊急時の措置入所による対応について協力依頼をされているところです。 ・養護老人ホームの部屋を緊急ショート用として確保 ・管内の特養と合意形成を図り、緊急時の対応を依頼 など 県としては、各市町村の高齢者虐待防止の取り組み状況や緊急時居室の確保策等を確認しながら、高齢者虐待防止シェルターの必要性について検討していきたいと考えています。	回答のとおり	高齢者福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
10	03出雲	06障がい施策	01自立支援関係	利用料の自己負担について	利用料の自己負担上限額の判断にあたり、配偶者の所得状況が勘案されるが、実情にそぐわないので見直されるよう国へ働きかけてほしい。	心情的には、ご指摘のような点もあると受け止めています。しかしながら、夫婦は生計が同一であり、また相互扶助義務を負っています。従って、配偶者の所得を勘案して、利用者負担額を定めるという考え方には一定の合理性があると考えています。この問題は、障害福祉サービス利用という場面だけでなく、さまざまな場面で生じる問題であり、幅広い議論が必要な課題と思っています。	回答のとおり	障がい福祉課
11	03出雲	06障がい施策	01自立支援関係	自立訓練（生活訓練）の利用期間について	自立訓練（生活訓練）は2年間が利用期限と定められているが、実情にそぐわないので見直されるよう国へ働きかけてほしい。	自立訓練（生活訓練）において、何年の利用が必要かはその人の状況により異なるもので、延長規定があるとはいえ一律に期間設定をするのはいかなものかと考えています。この点は、国の総合福祉部会でも、作業チーム報告として、「標準利用期間の設定は、個々人の状況に応じたものとするべき。」との考え方が示されており、国での制度改革に関する議論を見守りつつ、必要があれば国に働きかけることも考えたいと思います。	回答のとおり	障がい福祉課
12	03出雲	06障がい施策	01自立支援関係	障がい者の地域生活移行の基盤整備について	障がい者の地域生活移行を進めることは、以前から叫ばれてきたが、なかなか進んでいないのが実情。国において検討が進められている障がい者総合福祉法（仮称）では、障がいのある人たちが地域で生活できるようにということが大きな柱として盛り込まれる動きとなっているが、それを進めるためのカギは基盤づくりが進むかどうかであると思う。基盤整備をどう進めていくのが県としての基本的な方向性、考え方を聞かせていただきたい。	現在、国の総合福祉部会において、地域移行のあり方及びそのための基盤整備についても、議論が進んでいるところであり、議論の内容を注視するとともに、法案化の方向に大きな関心を払って見ているところです。仮に、制度がどのようなものになるとしても、基本として踏まえるべきことは、「障がいのある方が、地域の中で自ら望む生活が実現できること」が重要であり、そのためには、障がい者にとって、多くの選択肢を確保し、また、面的に支えていくことが必要です。具体的には、引き続き、グループホーム、ケアホームの整備は大切です。また、居住支援のための施策や日中サービス、訪問系サービスの充実にも引き続き努めていきます。また、障がい者の方々の多様な生活ニーズに対応するためには、相談支援事業の充実と地域全体で支える仕組みである地域自立支援協議会の強化が重要と考えています。まずは、現行法で示されているサービス基盤を強固に作り上げていくという考え方で進めています。	回答のとおり	障がい福祉課